

事例6 社会福祉法人帝塚山福祉会

1 法人概要

社会福祉法人帝塚山福祉会（以下「法人」）は、関西最大級の規模を誇る、錦秀会グループであり、大阪市内の住吉地区、阿倍野地区、南港地区で、合計11施設（特別養護老人ホーム4、介護老人保健施設2、軽費老人ホーム3、養護老人ホーム2）、1,190床を有している。

聖和苑は、介護老人保健施設（100床）で、入所サービス、短期入所サービス（ショートステイ）、通所リハビリ（デイケア）などの介護サービスを提供している。

以下においては、法人におけるノーリフトケア[®]（注）導入の取組みについて、聖和苑の取組みを中心に紹介する。

（注）「ノーリフトケア」は、一般社団法人日本ノーリフト協会の商標登録用語である。

2 ノーリフトケアの取組みの開始の経緯

法人においては、利用者の身体を移動する際に、持ち上げたり、ひねったり、しゃがむなど、腰部への負担が大きい介助方法を行っている介護職員がおり、慢性的な腰痛に悩まれている者や、予防的に腰部用コルセットを着用している者も多い状況にあった。

このような状況を改善するために、2015年9月に、日本ノーリフト協会代表理事を講師に招いて、講演会を法人で開催した際に、「皆さんのケアが利用者の拘縮の一因になっている」などの説明を受けたことが、ノーリフトケアの導入のきっかけになった。

3 ノーリフトケアコーディネーターの養成

介護職員が腰痛の発症要因を理解して、各職場でできる腰痛予防対策を学ぶために、10名の職員（施設長、課長、ケアマネージャー、理学療養士、介護職員等）が、2015年10月から2016年9月までの1年間、月1回、日本ノーリフト協会の「ノーリフトケアコーディネーター養成講座」を受講した。

4 法人基本理念の行動指針にノーリフトケアを明記（2016年4月）

法人においては、「質の良いケアを提供し、やさしく命を守ります」を基本理念に掲げて、介護サービスの提供を行っており、2016年4月に、法人内の役職者全体会議において、基本理念の行動指針（6項目）の中に、ノーリフトケアの実施「チームで力を合わせてノーリフトケアを実施します」を追加し、各施設の見えやすいところに提示して、職員全員に周知徹底した。

5 リスクアセスメントの実施結果を踏まえた介護機器の導入

(1) リスクアセスメントの実施結果

聖和苑においては、2016年3月に、介護現場の介護作業について、腰痛を発生させるリスクを見つけ出し、リスク低減対策の優先順位を決めた上で、優先順位の高いものから、順次、対策を講じていくために、「介護労働者の腰痛予防対策チェックリスト」(厚生労働省)を用いて、介護職員に対して、アンケート調査を行った。

その結果、入浴での移乗動作時に53%、トイレでの移乗動作時に47%、ベッド周りの移乗動作時に42%の介護職員が、腰部への負担が大きいと回答するなど、移乗動作の際に腰部への負担が大きいという、介護職員のアンケート結果となった。

(2) 入浴介助への介護機器の導入

聖和苑においては、介護職員の腰部への負担が最も大きい入浴介助の改善のために、浴室・脱衣室に、天井設置型リフトを導入して、浴槽の改修を行うとともに、シャワーベットの導入も行った(図表6-1参照)。

このうち、天井設置型のリフトについては、脱衣室と浴室に設置することにより、更衣・洗身・浴槽につかるという、一連の入浴介助について、「持ち上げ」、「抱え上げ」、「運ぶ」などの人力での動作がなくなり、介護職員の身体的・精神的負担を減らすことができると同時に、利用者に快適な入浴を提供できるようになった。

特に、歩行困難ではあるが、坐位が比較的安定している利用者は、天井設置型リフトを活用することで、大きい浴槽に、快適に入浴できるようになった。

さらに、シャワーベットを導入することにより、坐位の不安定な利用者を、抱えなくても洗身と入浴ができるようになった。



図表6-1 浴室設置型リフトやシャワーベッドの導入

(3) トイレでの排泄介助とベッド周りでの移乗介助への介護機器の導入

聖和苑においては、トイレでの排泄介助、ベッド周りの移乗動作等の負担を改善するために、介護機器を導入した（図表6-2参照）。

具体的には、スタンディングマシン4台、床走行式リフト4台、トランスファーボード7台、スライディングシート20枚、可動調整式車椅子60台、ポジショニングクッション7セット、マルチグローブ40セットである。

また、マルチグローブについては、介護職員全員に配布するとともに、必要があればいつでも使用できるように、ウエストバッグを装着した上で、これに入れて常に携帯させるようにした。



図表6-2 介護機器の導入

6 ノーリフト研修

(1) 初級編

正しい姿勢で、介護リフト等の介護機器を適切に使うことによって、身体的負担を軽減するとともに、利用者の安全・快適性も併せて提供できるようになることから、2016年4月から、聖和苑をはじめとする法人の全施設の介護職員に対して、ノーリフト研修を実施している（図表6-3参照）。

この研修は、講義と演習形式で、1回90分、全5回コース（月2回実施）のプログラムになったものであり、法人の介護職員115名（2017年10月現在）が既に修了しており、現在も継続して実施しているところである。

(2) 中級編

初級研修の修了者に対しては、①ノーリフトの考え方の理解をより一層深めて、利用者の状態に応じて介護機器を活用できるようにすること、②他の介護職員の指導者

を育成することを目的に、初級編と同じように1回90分、全5回コース、月2回の研修を実施している。



図表6-3 ノーリフト研修の風景

(3) 介護テキストの作成

研修指導用の介護テキストを作成し、これを使用して研修を実施するほか、各施設の介護現場においても、これを参考にしながら介護業務を行っている。

7 ノーリフトケア導入の効果

聖和苑における介護機器の導入やノーリフト研修などの取組みの結果、①介護職員の腰痛予防のみならず、②利用者の過剰な筋緊張の改善、拘縮（こうしゅく：関節の動きが制限された状態）・褥瘡（じょくそう：床ずれ）の予防などの介護サービスの質の向上、という介護職員と利用者の双方に効果があることが明らかになった。

(1) 腰痛予防効果

腰痛予防チェックリストにおいて、リスクの高かった入浴介助においては、天井設置型リフトやシャワーベットの活用により、「持ち上げ」、「抱え上げ」、「運ぶ」などを伴う介助がなくなった。

また、トイレの排泄介助や、ベッド周りの介助においても、スタンディングマシンや、床走行式リフト、トランスファーボードなどの活用で、人力のみによる介助は、著しく減少した（図表6-4参照）。

人力のみで行うケアが減少

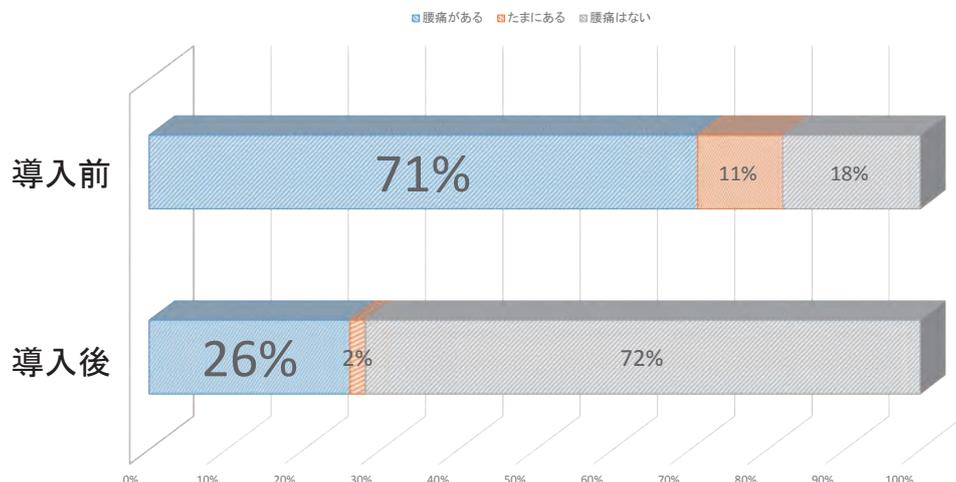


図表 6-4 ノーリフトケア導入の効果①

そして、2017年7月に実施した介護職員に対するアンケートにおいては、以下のよう
に、ノーリフトケアは、介護負担の軽減や利用者サービスの向上につながっていると
回答が得られている（図表6-5参照）。

アンケート調査

腰痛になることがある



腰痛を訴える職員	71%⇒26%に減少
体が楽になった	18%⇒88%に増加
ケア中の利用者との会話が増えた	65%⇒87%に増加
利用者の移乗が安全にできる (剥離・打撲が減った)	9%⇒91%に増加
利用者の筋緊張における 拘縮が減少したと感じる	13%⇒70%に増加
ノーリフトケアは利用者にも自分にも有効	53%⇒96%に増加

図表 6-5 ノーリフトケア導入の効果②

(2) 利用者への介護サービス向上の効果と「拘縮ゼロ宣言」

身体の不自由な利用者には、人力による不適切な抱きかかえ、押しやり、引いたり、運んだりすることは、利用者には恐怖心や不安感を抱かせ、怖さから体を硬くするなどにより、利用者を緊張させる結果、拘縮を悪化させるともいわれている。

このため、法人においては、ノーリフトケアの導入の必要性を、利用者の視点から介護職員に理解してもらうため、利用者のための「拘縮ゼロ宣言」を行っている。

また、聖和苑では、2017年度からリハビリを中心として、看護・介護での「拘縮ゼロ」に取り組んでおり、筋緊張の強い利用者を中心に10名の個別プログラムを実施している。

(参考)

「拘縮ゼロ」の個別プログラムによる利用者の体調改善事例

(1) 利用者の概要

82歳男性、要介護：5、自立度：B2程度（病名：廃用症候群、統合失調症、脳梗塞後遺症）で半年前からベッド上での生活が中心となり、すべてにおいて支援が必要な状態であった。

(2) プログラム開始前の状況

- ① ベッド上での臥位姿勢で、体幹・頸部・上肢・下肢に緊張が高く、身体全体にねじれ、傾きが強くなっていた。
- ② 上肢は、体幹を押し付け、肘や手も屈曲し、胸郭を自分の手で圧迫し、呼吸も浅く困難な状態であった。



呼吸がしづらい

体幹の捻じれや
傾きが強い

筋緊張が強い

① ベッド上でのリラクゼーション



クッションを使用して
体圧の分散を図る



グローブを使用して
圧抜きを図る

② リフトを使用するのリラクゼーション

ア シートの装着

- (ア) 利用者には、全身の筋緊張をリラックスさせるために、リフトを使うことを説明し、理解を得る。
- (イ) シートの装着は、利用者の目を見ながら笑顔で、何をしているか説明しながら行う。
- (ウ) 身体のねじれや傾きなどは、シートを装着しながら優しく触れて修正する。

イ リフトを使用するのリラクゼーション（1）

- (ア) 臀部がベッドから離れた時点で、グローブを使って「圧抜き」と身体の「ねじれ」や「傾き」を優しく修正する。
- (イ) 両足をベッド上に固定し、座位姿勢の状態で、視覚、聴覚、触覚、圧覚、重力感覚などを確認してもらう。
- (ウ) 両足をベッド上に軽く抑え、ブランコに乗っているように利用者自身を前後にゆっくり動かす。



ウ リフトを使用してリラクゼーション（２）

支持面（接触面）を変えて、重力による筋緊張の変化を感じてもらう。

- （ア）リフトの高さを下げて、背中から臀部をベッドに着ける。
- （イ）足部をベッドに着けて足底圧を感じる。
- （ウ）さらにリフトの高さを上げて、身体全体がシートで包まれた感覚で全身のリラクゼーションを行う。

③ イスの座位でのリラクゼーション

リフトでの座位姿勢を、そのままイス座位姿勢へと移動する。

- （ア）シートの中でリラックスした状態でイスの上へ移動する。
- （イ）リフトの高さを徐々に下げて、坐骨結節での支持面と座圧の認識を高める。
- （ウ）吊り紐の張力（体重が坐骨にかかる割合）を調整しながら、座位姿勢における筋緊張を調整する。
- （エ）利用者は、頑張ることなく、リラックスした座位姿勢を徐々に学んでもらう。



④ プログラム開始から8週間経過後の状況

ア 臥位姿勢の変化

肩と骨盤の傾き、胸部・胸郭・骨盤間のねじれが改善され、全身の過剰な筋緊張も改善している。また、表情がよくなり、精神的にも温和になり、さらに、胸部への圧迫がなくなり、呼吸や循環系も改善され、質の高い睡眠がとれるようになっている。



開始時

8 週後

イ イス座位姿勢の変化

座骨結節、大腿部後面、足部の支持面を使って座れるようになり、骨盤・体幹とも安定し、頭部もリラックスして保持され、視線と、手指が協調でき、食事などのADLも大きく向上している。



2 週後



4 週後

8 今後の課題

これまでの聖和苑におけるノーリフトケアの取組みの結果、介護職員と利用者の双方に効果があることが実証されるとともに、介護職員や経営者においても、ノーリフトケアの導入について、次のような考え方の変化も見られる。

- ① 「腰痛になるのは仕方がない」と諦めていた介護職員においても、腰痛は「仕方がないこと」でも「個人の責任」でもなく、介護の方法や介護環境を変えることで予防できるものであると認識できるようになり、介護職員の考え方が変化してきていること。
- ② 介護施設の責任者においても、介護職員の腰痛を予防し健康を守ることは、人材確保と経営の安定にも、必要と考えるようになってきていること。

このため、今後は、聖和苑のノーリフトケア導入の取組みを、法人の全介護施設に広げるとともに、個別の利用者ごとに、身体的状況と精神的状況に合わせた介助方法の提案・実践を行い、自立支援につなげていくことなどにより、介護現場の文化を変えていきたいとのことである。

事例 7

社会福祉法人伸こう福祉会

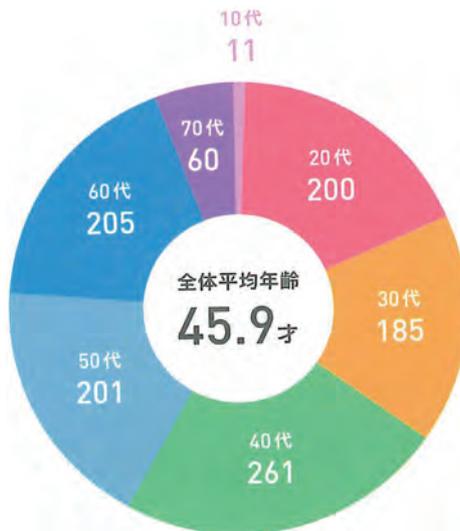
1 法人概要

社会福祉法人伸こう福祉会（本部：神奈川県横浜市、以下「法人」）は、1999年3月に設立され、神奈川県を中心として、①介護関係（「クロスハート」、31事業所）では、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護付有料老人ホーム、ショートステイ、デイサービス等、②保育関係（「キディ」、10事業所）では、認可保育園、認定保育園、子育て支援、企業主導型保育、③障害者関係（「クロスハートハイツ&ワーク」、3事業所）では、障害者グループホームや障害者自立支援など、多様な事業を合計44事業所において展開しており、従業員数は約1,120人である。

法人の基本理念は、「たくさんのよきものを人生の先輩たち、後輩たち、そして地域のみなさまに捧ぐ」であり、「誰かの役に立ちたい」と強く願う高齢者、外国人、シングルマザーや障害者など、一般企業では就労の機会に恵まれづらい人々に仕事を通じて居場所と活躍の場を提供する「皆で支えあう」施設を目指している。

2 ノーリフトケア導入の経緯

法人の定年は満70歳としており、定年後も働くことを希望し、法人が認めた場合は、非常勤として再雇用し最長80歳まで継続して勤務できることになっているため、現在、高年齢者（60歳以上）は、法人全体で23.6%、50歳代以上では、41.5%を占めるなど、高年齢の職員が増加してきている（図表7-1参照）。



図表 7-1 法人職員の年齢構成

これに伴って、①腰痛で移乗介護を制限している介護職員が増加していること、②移乗介助ができない職員がいることによって、移乗介護が多い利用者の担当者を分散させなくては勤務シフトがうまく組めないこと、③腰痛により移乗介助などの仕事に制限が加わる介護職員をカバーして、移乗介助を行う介護職員が、さらに腰痛になるという悪

循環が生じていること、等の問題が増加してきている。

このような状況を改善して、誰にでもできる介護環境を作り、高年齢の職員でも働くことができる環境を作るために、ノーリフトポリシー（注）の考え方に基づく介護（ノーリフトケア）を導入することとした。

（注）ノーリフトポリシーとは、1998年にオーストラリア看護連盟ビクトリア州支部がノーリフティングポリシー（No Lifting Policy）として提唱した「押さない・引かない・持ち上げない・ねじらない・運ばない介護・看護」のことである（法人資料より）。

3 ノーリフト研修の実施

（1）ノーリフトケア導入の全体方針

まず、モデル的に、クロスハート栄・横浜（特別養護老人ホーム）に、ノーリフトケアを導入し、次に、クロスハート幸・川崎（特別養護老人ホーム）に導入した上で、順次、クロスハート湘南台・藤沢（介護付有料老人ホーム）などの他の介護施設にも導入していき、将来的には、法人の全介護施設に導入するとの方針の下で、ノーリフト研修を実施している。

（2）ノーリフトケアコーディネーターの養成（第1ステップ）

2015年10月から、クロスハート栄・横浜の介護業務の中核を担う職員（「介護主任」、「リーダー」）等の10人（第1期生）に、日本ノーリフト協会のノーリフトケアコーディネーター養成講座（7日間、ベーシック3日間、アドバンス4日間）を受講させて、「ノーリフトケアコーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を養成して、法人内の他の介護職員に教える講師を養成することを第1ステップとした。

この第1期生には、介護暦20年以上のベテラン職員も含まれていたことから、最初は、これまでの経験から、「介護リフトを入れても何も変わらない」等の反対意見も見られたが、この研修の中で、介護リフトを使うことによって、利用者の拘縮（こうしゅく：関節の動きが制限された状態）が改善していくのを目の当たりにして、これまで人力で行っていた介護が、利用者の拘縮、皮膚損傷などを引き起こしていることに気付かされ、大きなカルチャーショックを感じた者もいる。

（3）クロスハート栄・横浜の介護職員に対する研修（第2ステップ）

2016年10月から、第2ステップとして、第1ステップで養成したコーディネーターが講師となって、クロスハート栄・横浜の介護職員に対してノーリフト研修を行った（図表7-2参照）。

この研修は、約20人を単位とする研修を8回、約4ヶ月間かけて実施しており、クロスハート栄・横浜には、約70人の介護職員がいることから、毎回、ベッド・リフトを5台用意して、研修に参加した介護職員が、必ず、実際に「触れる・体験する」ことができるようにすることで、確実にノーリフト技術を習得できるようにした。今後

は、実際の利用者の介護も研修の中に入れていく予定である。

このノーリフト研修を受講した介護職員からは、「介護リフトの操作は難しいかと思うが、高年齢の自分も覚えなければならないと思った。」「これまで行っていた腰痛予防は対処療法であり、初めから腰痛にならない対策を学べた。」などの感想があった。



図表 7-2 クロスハート栄・横浜における研修風景

(4) クロスハート幸・川崎の介護職員に対する研修（第3ステップ）

2017年8月から、クロスハート幸・川崎の介護職員に対して、第1ステップで養成したコーディネーターが講師となって、ノーリフト研修を実施しているところである（図表 7-3 参照）。



図表 7-3 クロスハート幸・川崎における研修風景

(5) コーディネーターの増員

法人全体の全介護施設の介護職員に対して、ノーリフト研修を実施して、全介護施設にノーリフトケアを導入していくためには、コーディネーターの増員が必要であることから、第2期生として3名（介護主任、現場の即戦力スタッフ）、第3期生として4名（介護主任、非常勤職員）に、日本ノーリフト協会のノーリフトケアコーディネーター養成講座を受講させて、講師となるコーディネーターの養成を行っているところである。

(6) 介護機器の導入

ノーリフトケアの介護現場への導入のためには、介護機器の導入が不可欠であることから、クロスハート栄・横浜では、介護リフト4台、スタンディングマシン1台、スライディングシート14枚を導入しており、また、クロスハート幸・川崎では、スライディングシート8枚を導入しているところである。

今後も、国の補助金制度（労働局の職場定着支援助成金など）を活用することにより、介護リフトなどの介護機器を各施設に導入していく予定である。

(7) ノーリフトケア導入の効果

① 介護職員の腰痛予防効果

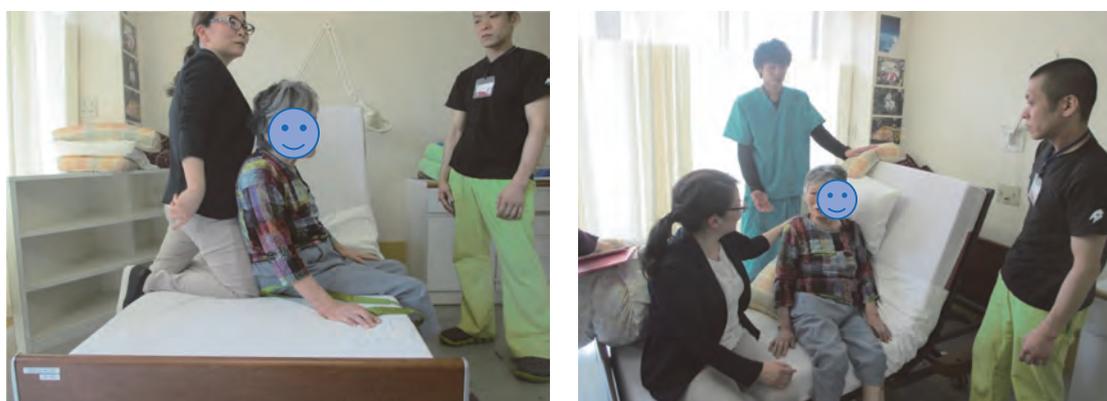
クロスハート栄・横浜において、介護職員（55人）に対して行ったアンケート調査（介護機器の導入前後、ノーリフト研修前後）によると、介護機器の導入前は、身体的負担が大きいと感じている職員が39人であったところ、介護機器の導入によって、32人（82.1%）の職員が、身体的負担が軽減されたと回答している。

また、ノーリフト研修についても、研修の受講前に、身体的負担が大きいと感じている職員数は39人であったところ、研修の受講によって、34人（87.2%）の職員が、作業方法が改善されたと回答している。

このように、介護リフトなどの介護機器の導入と介護技術研修の受講の効果として、介護職員の負担軽減の効果が上がっている。

② 利用者の介護サービス向上効果

ノーリフトケアの導入により、①人力で利用者を抱え上げる介護により生じる利用者の拘縮（こうしゅく）や褥瘡（じょくそう：床ずれ）の悪化、皮膚損傷などを避けることができること、②これまで座位保持できなかった利用者ができるようになることなど、本人が自分で動けるようになる「自立支援」にもつながることなど、介護サービスの質の向上、利用者の生活の質の向上にもつながることが明らかになったとのことである（図表7-4参照）。



図表7-4 これまでできなかった座位保持ができるようになった利用者

4 安全衛生監査

法人の本部の看護師による「看護師安全衛生チーム」を2015年に設けて、「職場安全衛生チェックリスト」を活用して、各施設の安全衛生監査を実施しており、この結果、改善が必要な事項については、当該施設に改善の提案を行っている（図表7-5参照）。

この改善提案を行うに当たっては、要改善事項について、優先順位（「重要・すぐに改善した方がよい」、「なるべく改善した方がよい」、「どちらかという改善した方が望ましい」）のほか、誰が責任を持って改善を行うのかの担当者を明記するとともに、この改善提案を受けて、当該施設において改善を行った結果を、本部に報告させることにより、確実な改善につなげる仕組みにしている。

職場安全衛生チェックリスト（抄）				
チェック者氏名				
実施年月日	年	月	日	
	時間（		）	天気（
事業種別				
施設名				
管理者氏名				
労働者数	全労働者数	男	名・女	名 計 名
	（内	51歳～60歳	男	名・女 名
		61歳～70歳	男	名・女 名
		71歳以上の労働者数	男	名・女 名

7. 腰痛対策について

①使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成しているか。（機械浴等） はい いいえ

②同一姿勢を長時間つづけさせないような工夫をしているか。 はい いいえ

③腰痛予防のための教育を実施しているか。 はい いいえ

④無理な姿勢を軽減させるため、高さや傾きが調整できる作業台・椅子などを提供しているか。（ベットの高さ等） はい いいえ

⑤利用者の抱きかかえなどは、複数の介護者で対応しているか。 はい いいえ

⑥適切な介護設備、スライディングシート、リフト等の福祉機器を導入しているか。 はい いいえ

⑦介護者の年齢や体力に応じた職務配置をしているか。 はい いいえ

⑧特定の介護者に作業が集中しないよう配慮しているか。 はい いいえ

図表7-5 職場安全衛生チェックリスト（抄）

5 今後の取組み

(1) 法人の安全衛生方針の策定

法人全体としての安全衛生管理の基本方針と目標を策定することにより、各施設が、この基本方針に従って、安全衛生の具体的な取組みを進めていけるように、法人本部から、各施設に対して、指導を行っていけるようにしたいとのことである。

(2) 介護現場の介護文化を変えること

今後、介護現場の職員は、さらに高齢化していくことが見込まれることから、人力に頼る介護ではなく、高齢者でもできる介護に変えていくことが、介護現場の喫緊の課題となっている。

このため、ノーリフトケアを介護現場に、より一層浸透させていくことが必要であり、将来的には、ノーリフト研修を、法人の全介護施設で開催したいとのことである。

これを具体的に実施していくに当たっては、介護業務全体の作業手順について、介護リフト等の介護機器の活用を組み込んだものとなるように見直しを行うことや、介護機器の導入費用の負担（介護リフトは1台50万円）をどうするかなどが、今後の課題となっている。

事例 8**株式会社セブン&アイ・フードシステム****1 企業概要**

株式会社セブン&アイ・フードシステムは、セブン&アイ・ホールディングスのフード事業会社として 2007 年に設立された会社で、①レストラン事業、②ファーストフード事業、③給食事業の 3 つの事業を行っており、従業員数約 10,000 名、売上高約 800 億円（うち約 7 割はレストラン事業）である。

- (1) レストラン事業は、「デニーズ」、「ファミリー」、「芝のラーメン屋さん」、「白ヤギ珈琲店」、「カフェデニーズ」、「太陽のグリル」等の屋号で展開しており、店舗数は約 500 である。
- (2) ファーストフード事業は、「ポッポ」、「ラーメンとっぴん舎」、「まん天井」等の屋号で展開しており、店舗数は約 100 である。
- (3) 給食事業は、オフィス、工場、ショッピングモール等において、フードサービスの提供等を行っており、店舗数は約 300 である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況は、過去 5 年間（2012 年～ 2016 年、不労災害を含む）の平均で年間 400 件前後となっており、重篤な災害につながるスライサーによる切創、床の濡れによる転倒に伴う骨折などによる休業災害も発生している（図表 8-1 参照）。

	業務上災害	通勤災害
2012年	464	37
2013年	423	40
2014年	464	33
2015年	391	29
2016年	408	32
合計	2,150	171

図表 8-1 労働災害の発生状況

3 労働安全衛生基本方針と目標の策定

2017 年 4 月に、本中で「労働安全基本方針と目標」を作成したところである。

(1) 基本方針

- ① 安全衛生への取組みを企業活動の最も重要な基盤のひとつと捉え、従業員一人ひとりが「安全と健康は経営の基盤」という認識の下、全員参加の安全衛生活動を積極的に推進する。
- ② 従業員が能力を発揮するためには、健康な心身と職場の安全衛生の確保が不可欠であることを認識し、あらゆる企業活動において健康、安全に取組み、安全で快適な職場環境の形成に努める。また、災害、事故などのリスクを想定し職場の安全衛生に関するリスク管理体制を整備する。

(2) 目標

- ① 基本方針は、安全教育や社内広報活動を通じて全従業員へ周知徹底し、労働災害ゼロを目指す。
- ② 従業員一人ひとりが自らの健康を自身で管理し、企業は産業医との連携を強化して、従業員が健康かつ活力に満ちて働ける明るい職場環境を確立する。

4 労働災害防止対策の取組み

(1) これまでに取り組んできた労働災害防止対策

切傷と火傷による労働災害の防止に向けて機器の導入などの対策を実施している。

① カット済み野菜の活用による野菜スライサー機の廃止

切傷防止対策として、指などを落とすような大きな労働災害に至るおそれのある野菜スライサー機を廃止するとともに、全店舗において、カット済み野菜を活用して、店舗での包丁の作業をなくすこととした。

② パスタスチーマーの導入によるボイル機の廃止

火傷防止対策としては、高温の湯が入っているボイル機にパスタを入れた後に湯切りをする際の熱湯又は湯からの蒸気による火傷が多いことから、ボイル機を廃止し、熱湯槽からの湯切りが不要で高温のスチームで茹でる「パスタスチーマー」に入れ替えている。この「パスタスチーマー」への入れ替えは、レストラン「デニーズ」の全店でほぼ完了している（図表8-2、図表8-3参照）。

●設備変更(店舗開発部、営業部)

ボイル機からパスタスチーマーへ



作業効率とエネルギー削減、安全衛生を図る
沸騰湯がはねる事での火傷防止、厨房温度の低減

図表8-2 ボイル機からパスタスチーマーへ

パスタスチーマー

パスタスチーマーの基本

パスタスチーマーは冷凍のパスタに水蒸気をあてて加熱調理する調理器具です
基本を覚えて美味しいパスタをお客様に提供しましょう

◆ パスタスチーマーでパスタを調理する

デジタル表示が5になっている

ポイント

トレイの中がきれいかどうかを確認します

※ 冷凍パスタをトレイにセットして…

ショットボタンを押す！

加熱が終わったらすぐに取り出して

※ 加熱中は蒸気が出るので触ってはいけません

しっかりと湯きりをする！

ポイント

湯きりをしないと水分が設定より多くなり味が薄くなってしまいます

図表 8-3 パスタスチーマー

③ 安全衛生管理体制

従業員数 50 人以上の店舗では、衛生管理者等を配置して、毎月 1 回の衛生委員会を開催するとともに、50 人未満の店舗では、店長に衛生推進者を兼務させている。

また、各店舗においては、毎週開催している店舗スタッフ会議の中で、店長が、労働災害防止のための注意喚起を行っている。

さらに、労働災害が発生した店舗に対しては、本社から、特に労働災害防止のための対策会議の実施を指示している。

(2) 現在取り組んでいる労働災害防止対策

① 労働災害防止啓発用ポスターの作成・配布

ゴールデンウィーク期間中は、労働災害が増加する傾向にあるため、本社において、従業員向けに「ゴールデンウィークの労災防止ポスター」を作成して店舗に配布している（図表 8-4 参照）。

各店舗においては、休憩室や調理場入口などの従業員の目に留まりやすい場所に掲示して、労働災害防止の注意喚起を促すように指示している。



図表 8-4 ゴールデンウィークの労災防止ポスター

② 熱中症予防対策

2016年にキッチン内で熱中症が発生したことを踏まえて、2017年は、キッチン内に絞って、以下のような熱中症予防対策を講じている（図表8－5参照）。

ア こまめな水分補給

水分補給については、キッチン内のピッチャーに常時冷水を保管し、業務中でも、逐次、水分補給できる状態にしている。

イ 空調機の確認

キッチン内のエアコン、給気ファンが正常に作動しているか確認し、毎週、清掃を行っている。

ウ 機械の不具合の修理

過去の熱中症の事例では、空調、給気ファンの故障が原因であるものが大半を占めていることから、機械の不具合があった場合は直ちに修理を依頼している。

エ キッチン内の温度確認

7月から9月までの期間は、毎日14時と19時の定時にキッチン内の温度を確認して記録することとしている。

従業員の皆様

熱中症予防対策

1.こまめに水分補給をしよう！
熱中症は予期せず突然発症します。

のどの渇きに関わらず、
長くても2時間ごとに1回はコップ1杯の
水分補給するよう努力をお願いします。



2.キッチン内の空調機が正常に稼働しているか確認しよう！

- キッチン内のエアコン、吸排気フィルターは週ごとの清掃で計画する。
- 機械の不具合、故障の際は、直ちに修理依頼する。

3.出勤時の体調確認をしよう！

従業員さんの出勤時、体調確認を実施する。
体調不良の方を無理に働かせることで
熱中症が発症するリスクが高まります。

4.キッチン内の温度を確認しよう！

キッチン内の温度を確認してください。
・毎日「14:00」と「19:00」の定時に温度測定を実施してください。

図表8－5 熱中症予防対策のポスター

5 今後の課題

(1) 全店舗でのリスクアセスメントの実施

労働災害防止のために、全店舗でのリスクアセスメントについて、今後、2019年以降を目途に実施することを目標としている。

この実現に向けて、まず、本社近郊の2店舗をモデルとして、過去の休業災害をリストアップして、その災害事例について、現在のリスクを見積もり、労働災害防止の対策を講じた後にその危険性がどの程度変化するかを数値で評価したものを、全店舗に配布したところである。

また、2017年度においては、過去の労働災害についてリスクアセスメントを実施する店舗を2店舗から6店舗に拡大するとともに、さらには、労働災害が発生する都度、リスクアセスメントを実施した上で、2018年3月に、本社の衛生委員会においてリスクアセスメント実施の進捗状況と今後の方向性を審議することとしている。

(2) 全店舗での年間安全衛生計画の作成

本社で「2017年度の年間の安全衛生計画」を策定したことを踏まえて、今後は、各店舗において、安全衛生の自覚を持って取り組んでもらうために、各店舗で「年間安全衛生計画」を作成することとしている。

このため、各店舗に対して、安全衛生について年間の流れの理解を促すために、本社において、「年間安全衛生計画」のサンプルを作成して、全店舗に配布したところである。今後、本社の衛生委員会のテーマとして協議を行い、その協議結果を全店舗に通知した上で、店舗レベルでの安全衛生計画を策定することとしている。

参 考 资 料

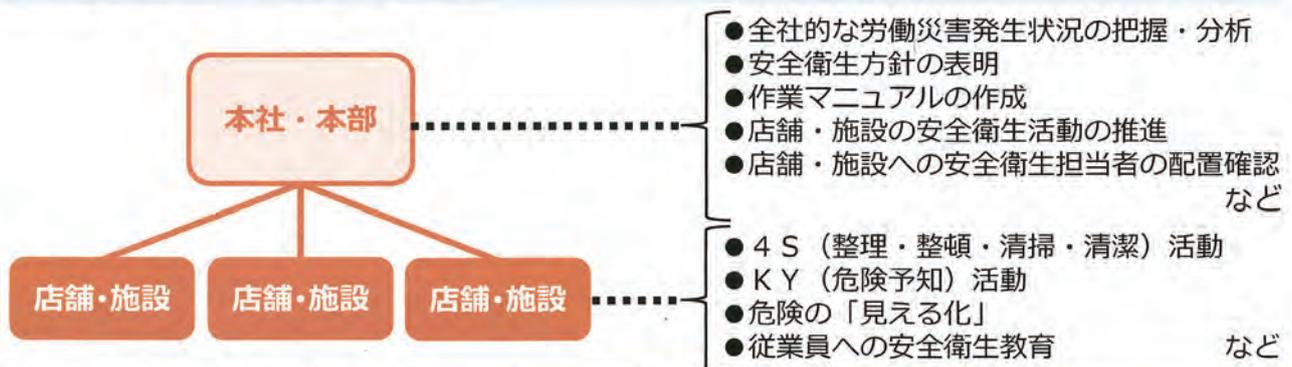
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4S活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆ 「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆ 4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎

（自筆で署名しましょう）

③ KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かれば、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置 (労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン)

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjiisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

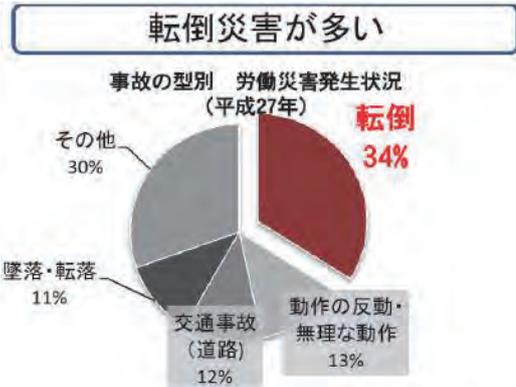
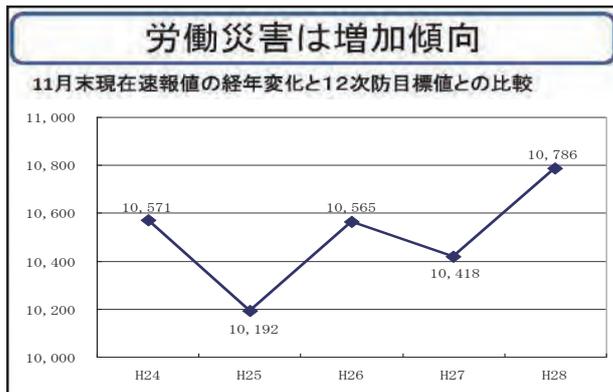
中央労働災害防止協会
(中災防)
サービスのご案内

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を応援いたします

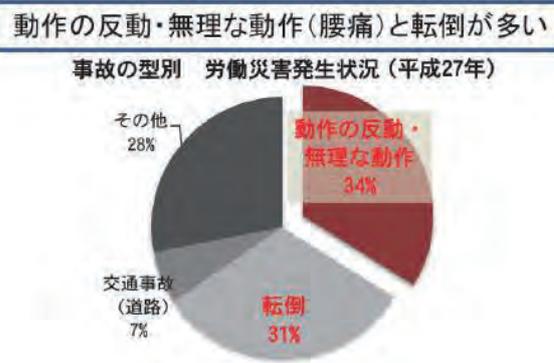
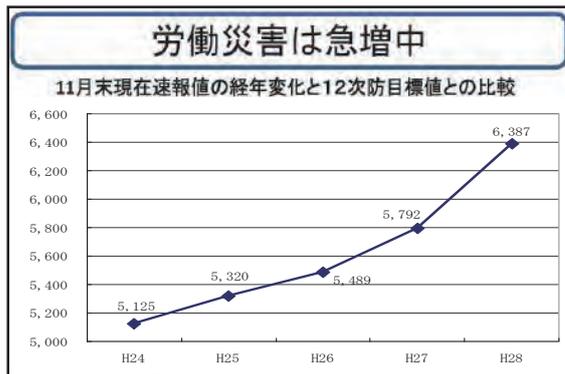
小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害発生状況

出典 厚生労働省「労働者死傷病報告」より

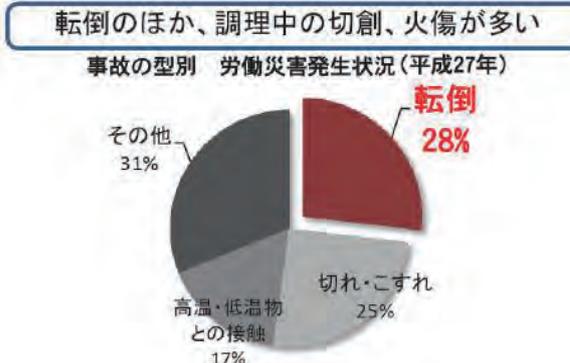
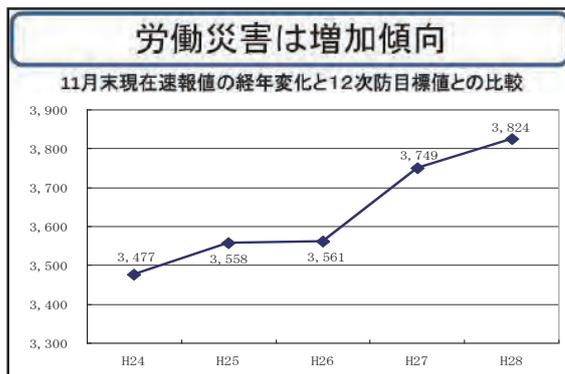
小売業



社会福祉施設



飲食店



厚生労働省「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

中災防では、小売業・社会福祉施設・飲食店の各事業場・店舗が実施している「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を応援しております。

経営トップ、上級管理者等にお勧めのセミナー

安全衛生トップセミナー

- ・事業場のトップ層を対象に、必要な安全衛生知識のほか経営トップとして変化に対応できる幅広い知識、教養について講演、情報交換（異業種の情報を得ることができ好評です）を交えて学びます(年2回開催)。

ゼロ災害全員参加運動トップセミナー

- ・労働災害ゼロを目指すためには、確固たる理念に基づき体制を整え、具体的な手法を用いて職場の小集団活動を活性化するゼロ災害全員参加運動が有効です。
このセミナーでは、経営トップ層が理解すべき理念、手法、実践方法を講義・実技・討議・事例紹介を通して学びます(年2回開催)。



法令に基づく研修

安全管理者選任時研修

- ・新たに安全管理者に選任される場合、労働安全衛生法令に基づく一定の教育の受講が必要です。この研修では、法令のカリキュラムに沿って、安全管理者の職務内容、リスクアセスメント等の安全管理手法、労働安全衛生法令等について学びます。

職場の安全衛生の意識向上と活性化のための基本セミナー

安全衛生計画のたて方・活かし方研修会

- ・安全衛生計画のたて方やその計画を活かした安全衛生活動の進め方について学びます。

リフレッシュ安全衛生委員会セミナー

- ・安全衛生委員会の基本的な考え方を学びます。いきいきとした委員会にするキーポイント等の事例紹介や討議を交えて学びます。

これからの小売業・飲食業の安全衛生管理研修～リスクアセスメント

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり運動」に対応！

- ・リスクアセスメントの具体的な手法について、小売業・飲食業の職場に即した事例を用いて、分かりやすく解説します！
- ・職場で実践できる安全衛生活動(5S、KY、パトロール等)のポイントと、これらの活動とリスクアセスメントの効果的な連携について理解することができます！
- ・本社が主導して各店舗にリスクアセスメントを導入する際の進め方や留意点が分かります！

安全衛生の技術専門家の派遣サービス

職場の安全衛生診断と改善指導

- ・安全衛生の知識・経験が豊富な専門家が事業場を訪問し、確認、アドバイスを行います。
 - ①事業場概要や安全衛生管理状況の確認
 - ②現場確認(機械設備や作業方法などの問題点の指摘、改善アドバイスを実施)
 - ③診断結果の講評(改善のアドバイス)

企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣

- ・数多くの企業内安全衛生教育で培ったノウハウをもとに、オーダーメイドの研修会を企画・提案します。
- ・各種の教育訓練・講演会への講師派遣も行っています。

危険予知(KY)訓練関連研修

(ゼロ災害全員参加運動プログラム研究会、危険予知(KY)活動トレーナー研修会など)

- ・イラストを用いて、作業の中に潜む危険因子を発見し、問題を解決する手法を学びます。(指差し呼称の定着研修会)
- ・危険な箇所などでは「確認」することが重要です。この研修は、指差し呼称の定着に向けた取組方法を学びます。

ヒューマンエラー災害防止対策研修会

- ・「うっかり」「勘違い」など、労働災害の原因となるヒューマンエラーを分析し、効果的な対策に結びつける手法や、人間工学に基づいた職場環境改善方法について事例を交えて学びます。



職場巡視・点検セミナー

- ・安全パトロールの意義・目的、手法、問題点の着眼点、解決方法等について演習を交えて学びます。

腰痛予防、転倒災害防止関連セミナー

働く人の腰痛予防対策セミナー ～作業員自ら取り組める腰痛予防対策を中心に～

- ・平成25年6月に改訂された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、重量物取扱業務(介護・看護作業を除く)、立ち作業等の拘束姿勢が強いられる業務、車両運転業務を対象に、「作業員自ら取り組める腰痛予防対策」を中心に学びます。

職場の転倒災害防止セミナー

- ・全ての業種に共通する課題の転倒災害を取り上げ、設備面や作業方法の対策に加えて、滑りにくい靴の着用、転倒危険場所の表示の工夫等、転倒を防ぐための様々な具体的な対策を紹介し、実践のポイントを学びます。

メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

- ・厚生労働省のカリキュラムに準じて、心の健康づくり計画の策定、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学びます。

管理監督者・職場リーダーのためのコミュニケーション力向上セミナー

- ・「きちんと伝える」「上手に尋ねる」「しっかり聴く」という実習を通して、日頃の自身の行動を振り返り、コミュニケーションの持つ必要性の気づきを学びます。

メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善セミナー

- ・職場環境改善の先事例やツールの使い方を紹介しながら、事業場内での具体的な導入と展開について学びます。

中災防ストレスチェックサービス(ヘルスアドバイスサービス)

働く人の心とからだのセルフケアに！職場のメンタルヘルスケア・健康づくり活動に！

- ・労働安全衛生法に基づき平成27年12月1日に義務化されたストレスチェック制度に対応しています。従業員の方が記入した質問形式のチェックシートを送付いただき、個人レポート及びグループごとの集計結果を返却し、セルフケア、ラインケア、職場環境改善に活用していただきます。
なお、パソコンで回答できるWeb版もあります。

中災防の図書のご案内

価格は税込みです

	<p>25258 864円 こうしてつくる! 小売業の安全・健康職場</p> <p>店舗の労働災害と対策など、安全健康に働ける店舗づくりのために小売業店舗の店長、管理者、ラインの長などが知っておくべきこと、実施すべきことをイラストを交え、わかりやすく解説。「店舗での安全衛生チェックリスト」も収録。</p>		<p>27133 669円 4Sプラス1s ~職場改善・リク発見力アップの実践書~</p> <p>オフィス、店舗(売り場、バックヤード)、倉庫、製造現場ごとに、4Sの実践方法についてイラストを豊富に用いて紹介。4Sの効果をより高めるための「しつけ」「習慣」「親切」など、5番目のSについてもポイントを紹介。</p>
	<p>27401 1,188円 介護・看護職場の安全と健康ガイドブック</p> <p>介護、看護作業により、腰痛、ケガ、病気をしないために、施設の事業者や働く人々がどうすればよいか、その取り組むポイントを紹介。衛生推進者養成研修テキストとしても活用できる。</p>		<p>27402 540円 こうして防ぐ! 介護作業の腰痛・転倒</p> <p>介護作業の2大災害といえる腰痛・転倒災害防止の簡便なガイド。介護職場の第一線リーダーや労働者向けに、実践しやすい腰痛・転倒防止対策を紹介。作業の工夫、日常の注意点、ストレッチ、体操などをイラストや写真を多用して解説。</p>
	<p>25267 486円 「すべた」「ころんだ」防止の決め手! あなたが減らす転倒リスク</p> <p>「転倒」を生活習慣型の災害ととらえ、転倒予防のための、歩き方(ウォーク)、転倒要因を予測した歩行、冬季・女性特有の転倒リスクの注意点、足腰の筋力・平衡感覚の維持など、身につけるべき生活習慣をイラスト・写真でわかりやすく解説。</p>		<p>25268 648円 あなたを守る安全健康保護具ガイド ~サービス産業で働く人のために~</p> <p>「飲食店、給食調理および食品製造作業」「新聞販売業」「ビルメンテナンス」「社会福祉・介護事業」「小売業」などサービス産業(第三次産業)の職場における労働災害防止のため、使用するべき保護具を作業場面ごとに紹介するほか、災害事例も掲載。</p>

ポスター

安全衛生かべしんぶん

	<p>31746 ストップ転倒災害 B2判 237円</p>		<p>31587 腰痛を防ごう B2判 PP貼り 324円</p>		<p>一人ひとりに役立つテーマを取り上げ、イラストを使いポイントをついた対策をわかりやすく解説。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月2回(5日、20日)発行 A2判変型 年間予約購読料 3,960円(税込、送料サービス) 1部 216円(送料別)
---	--	---	--	--	---

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。図書・用品カタログは無料でお送りしております。

中災防 安全衛生サービスセンターをご利用ください

北海道安全衛生サービスセンター (TEL 011-512-2031)	近畿安全衛生サービスセンター (TEL 06-6448-3450)
東北安全衛生サービスセンター (TEL 022-261-2821)	大阪労働衛生総合センター (TEL 06-6448-3464)
関東安全衛生サービスセンター (TEL 03-5484-6701)	中国四国安全衛生サービスセンター (TEL 082-238-4707)
中部安全衛生サービスセンター (TEL 052-682-1731)	同 四国支所 (TEL 087-861-8999)
同 北陸支所 (TEL 076-441-6420)	九州安全衛生サービスセンター (TEL 092-437-1664)

JISHA 中災防 中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
 電話 03-3452-6841 (代表) ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の

先進的な取組事例集

—小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて—

2018年3月

中央労働災害防止協会 教育推進部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2

TEL 03-3452-6389

KS-00-3500

応援します 明日の安全・健康・快適職場

JISHA
Japan Industrial Safety & Health Association

